

電子契約の導入に関する 事業者向け説明会

～美郷町における運用について～

令和7年12月3日

美郷町総務課

目次

1. 電子契約の対象となる契約
2. 電子契約の利用にあたってのお願い
3. 電子契約の流れについて
4. 電子契約における効力発生日について
5. 電子契約のメリット
6. ご不明点の問い合わせ方法

1. 電子契約の対象となる契約

電子契約の運用については、当面の間は、令和7年12月16日以降に公告される次の入札案件が対象となります。

対象案件

電子入札システムにより執行する競争入札案件

(建設工事、建設コンサルタント業務、一部の役務系業務)

※紙入札及び随意契約案件については、順次、運用を拡大していく予定です。

事業者の皆様は、**従来どおり書面での契約とするか**、**電子契約とするか**を選択することができます。

※法令等により書面での契約が義務付けられている案件については、従来どおり書面での契約となります。

3

1. 電子契約の対象となる契約

契約書の種類	電子契約
契約書(当初)	対象
契約書(変更)	対象※
契約解除	対象
仮契約	対象
請書	(今後、運用拡大予定)

※当初契約を電子契約とした案件の契約変更については、原則として電子契約で行うことを想定しています。

※変更契約については発注課での手続きとなります。

2. 電子契約の利用にあたってのお願い

電子契約の利用を希望する場合は、契約案件ごとに「**電子契約利用申出書**」をご提出いただきます。落札決定後、LoGoフォームにて当該書類を提出していただくことを検討しています。

様式（第7号関係）

美観町長 様 年 月 日

所在地 _____
電話番号 _____
代表者氏名 _____

電子契約利用申出書（単体用）

美観町と電子契約サービスを利用して行う契約締結について、注意事項を確認した上で、同意します。契約締結権者、契約締結に利用するメールアドレスは、次のとおりです。

締結者①【契約締結権者】 当法人

氏名	氏名
メールアドレス	

締結者②【担当者】 ※締結者又は必要があれば記載できます。締結者①との同一メールアドレス不可。

氏名	氏名
メールアドレス	

電子契約利用申出書の記載事項

- ① 契約締結権者の職氏名及びメールアドレス
※契約締結権者は、社内規程等により契約締結の権限を有する者であれば、必ずしも代表者又は受任者である必要はありません。
- ② 契約担当者の職氏名及びメールアドレス
※契約締結権者と契約担当者が同じ場合は記載不要です。

5

2. 電子契約の利用にあたってのお願い

利用申出書の建設業法上の取扱いについて

建設工事請負契約において電子契約とする場合は「相手方の承諾」を得る必要があります。当該契約における「**電子契約利用申出書**」は、契約締結権者等の情報把握のほか、この「承諾」を約するものとしてご提出いただきます。

建設業法(抜粋)

第19条 建設工事の請負契約の当事者は、前条の趣旨に従つて、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

2 請負契約の当事者は、請負契約の内容で前項に掲げる事項に該当するものを変更するときは、その変更の内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

3 建設工事の請負契約の当事者は、前二項の規定による措置に代えて、政令で定めるところにより、**当該契約の相手方の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、当該各項の規定による措置に準ずるものとして国土交通省令で定めるものを講ずることができる。**この場合において、当該国土交通省令で定める措置を講じた者は、当該各項の規定による措置を講じたものとみなす。

3. 電子契約の流れについて

美郷町 落札決定通知(電子入札システム)

事業者 電子契約利用申出書の提出

美郷町 契約準備・PDFデータ作成

電子契約サービス「クラウドサイン」

美郷町 契約担当者 内容確認・承認【送信】

美郷町 承認担当者 内容確認・承認

事業者 契約担当者※ 内容確認・承認

※契約担当者と契約締結権者が同じ場合は不要。

事業者 契約締結権者 内容確認・承認【契約完了】

7

4. 電子契約における効力発生日について

電子契約では、契約書に記載された契約日と電子契約での双方の承認日(タイムスタンプ)が一致しない場合があります。

紙の契約書の場合は、契約書に記載された日と契約の取り交わしが完了した日が異なっても契約書に記載された日が有効となっています。

電子契約の場合には、実際の取り交わしが完了した日(タイムスタンプの最終承認日)が記録されるため、効力発生日を契約書記載の日とするか実際の取り交わしが完了した日とするかは各自治体の裁量となります。

美郷町では、近隣自治体と同様に「**契約書に記載された契約日**」を効力発生日とします。そのため、契約書に記載された日と実際の取り交わしが完了した日までの間に行われた行為については、事業者の方に追認していただくこととなります。※契約事項に追認条項を盛り込みます。

8

5. 電子契約のメリット

1. 契約事務にかかる作業の省力化(印刷、製本、郵送、押印、書類保管)
2. 契約締結までの時間短縮(郵送期間又は**来庁に係る時間の短縮**)
3. 経費削減(**印紙代**、紙代、コピー代、封筒代の削減)
4. ウェブ上で契約事務が完結(メールを受信し契約内容をシステム上で承認)
⇒ 設備導入は不要。インターネット環境(電子メール)があれば、時間と場所に関わらず契約締結が可能。

電子契約には多くのメリットがあり、事業者の皆様にとって利便性向上に貢献できるものと考えております。

紙での契約とするか電子契約とするかは契約案件ごとに選択することができますが、**積極的な活用についてご検討をお願いいたします。**

9

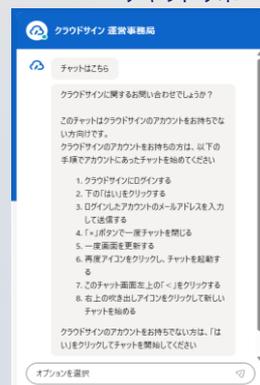
6. ご不明点の問い合わせ方法

電子契約サービスの操作方法や内容に関するお問い合わせは
弁護士ドットコム株式会社にお願いいたします。



ヘルプセンター(よくある質問)

チャットサポート



10

6. ご不明点の問い合わせ方法

美郷町の電子契約に関するお問い合わせについては
総務課管財班までお願いいたします。

総務課管財班 電話0187-84-1111

この後は質疑応答の時間となります。
説明会終了後は、アンケートの提出をお願いいたします。